

レクチャー 不寛容時代の危機管理広報 ⑨

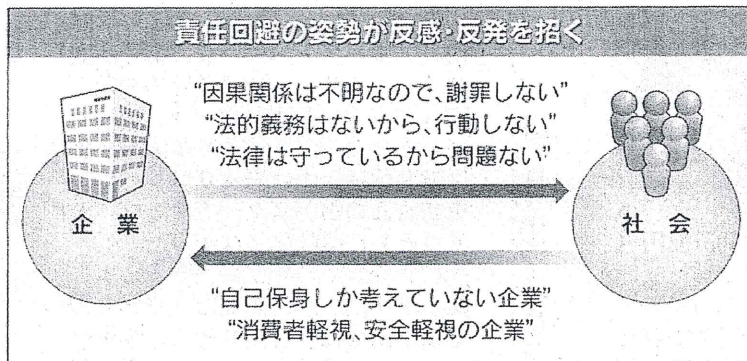
エイレックス 危機対応チームリーダー 畑山 純氏

6月下旬、自動車部品メーカーが民事再生法の適用を裁判所に申請した。記者会見で社長は、債権者や取引先に謝罪する一方、エアバッグの異常破裂が原因と疑われる事故被害者への謝罪の言葉はなかった。

同社は長年一貫して「異常破裂の根本原因は特定されていない」「因果関係が不明である以上、事故への法的責任はない」との立場だった。この日の会見でも一部の製造ミスを除き、自社の品質責任は認めなかった。

危機発生時、因果関係と法的責任の有無にこだわる企業は多い。しかしその姿勢が強過ぎると評判失墜や顧客離れを招くリスクがある。実際「法的責任ナシ」にこだわ

法的責任主義の落とし穴



過ぎた結果、法に裁かれた皮肉な事件がある。瞬間湯沸かし器が原因と見られる一酸化炭素中毒死事故が相次ぐなか、

息子の死（1996年3月）に納得できない遺族の要望で警察が再捜査した。その結果、死因の可能性として製品の不具合が浮上した。

2006年7月、名古屋市中で会見した湯沸かし器メーカーの社長は、「製品には問題はない」「事故原因は安全装置の不正改造」「だが不正改造したのかは不明」「多少の知識があれば一般人でも改造可能」などと主張。被害者への謝罪の言葉はなかった。

湯沸かし器の法的な点検義務はメーカーではなく、ガス供給業者

しかし会見後、1987年の時点でメーカーが不正改造による死亡事故を把握していたことが明らかになった。また、不正改造していたのは系列の修理業者だった。基盤不良が原因の事故も発覚した。

これらを踏まえて、東京地裁は2010年5月、「メーカー側が機器の点検・回収という安全対策を講じていれば事故は防げた。漫然と放置した過失がある」と断じ、事故当時の社長に業務上過失致死傷の有罪判決を下した。企業が説明責任や社会的責任を忘れ、消費者への注意喚起や安全対策を怠った結果、法的責任を負うはめに陥ったのである。